

富山市食料品物価高騰対策支援補助金 交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山市補助金等交付規則（平成17年富山市規則第36号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、富山市食料品物価高騰対策支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 市長は、食料品の物価高騰の影響を受ける富山市民の消費や暮らしを支えることを目的として、事業者が富山市内の店舗において実施するプレミアム付き商品券発行等事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 総合スーパーマーケット 日本標準産業分類における分類表の大分類Ⅰ卸売業、小売業のうち中分類番号56 各種商品小売業、小分類562 総合スーパーマーケット、細分類5621 総合スーパーマーケットに分類される総合スーパーマーケットをいう。

(2) 食料品スーパーマーケット 売上全体に対する食料品の売上が70%以上、食料品の売場面積が250m²以上である、日本標準産業分類における分類表の大分類Ⅰ卸売業、小売業のうち中分類番号58 飲食料品小売業、小分類581 各種食料品小売業、細分類5811 食料品スーパーマーケットに分類される食料品スーパーマーケットをいう。

(補助事業者)

第4条 この補助金の対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）は、富山市内において次の各号のいずれかに該当する事業を営業するものであって、別表1のいずれにも該当しない者とする。

(1) 総合スーパーマーケット

(2) 食料品スーパーマーケット

(3) 富山市立地適正化計画で誘導地域として位置づけた、日常生活に必要な商業施設が不足する地域において、富山市都市機能立地促進事業補助金を活用し、生鮮食料品を扱うドラッグストア

(補助対象事業)

第5条 この補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助事業者が富山市内の店舗において富山市民を対象として実施する、次に掲げる事業とする。

(1) 富山市内の店舗で実施するプレミアム付き商品券（紙によるものに限る）発行事業

(2) 富山市内の店舗で実施するキャッシュレス決済ポイント還元事業

2 前項の事業におけるプレミアム率及びポイント還元率は20%とする。

3 補助事業者は、第1項第1号の事業については必ず実施するものとし、第2号の事業については任意で実施するものとする。

4 前条第1号に該当する補助事業者にあっては、店舗の食料品部門において実施する第1項に規定する事業を対象とする。

(プレミアム付き商品券の使用範囲等)

第6条 プレミアム付き商品券は、当該商品券を発行した補助事業者の富山市内の店舗における補助事業者との取引においてのみ使用することができる。ただし、釣銭への対応は、行われな

いものとする。

- 2 プレミアム付き商品券の使用期間は令和8年3月19日から令和8年5月31日までとする。
ただし、前条第1項第2号に規定する事業を実施する場合、実施期間は、令和8年3月19日から令和8年5月31日の間で、補助事業者が任意に設定するものとする。
- 3 プレミアム付き商品券は、転売、譲渡及び換金を行うことができないものとする。
- 4 プレミアム付き商品券は、交付された本人又はその代理人若しくは使者に限り使用することができるものとする。
- 5 プレミアム付き商品券に、ナンバーリング印刷、ホログラム・箔押し又はコピーガードを施す等、偽造及び不正利用を防止する対策を講じるものとする。
- 6 プレミアム付き商品券は、次に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することはできないものとする。
 - (1) 不動産又は金融商品・たばこ
 - (2) 商品券、プリペイドカード等換金性の高いもの
 - (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
 - (4) 国税、地方税、使用料等の公租公課

(補助対象経費)

第7条 この補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に必要な経費であって、別表2に定める経費区分及び内容に該当するものとする。ただし、次の各号に掲げる経費については、交付の対象としない。

- (1) 補助事業者又はその構成員等の常用雇用者の人件費（補助事業を実施するために臨時に雇用する者に係るものを除く。）
- (2) 消費税及び地方消費税
- (3) 販売目的の物品又はその原材料の購入費
- (4) 他の用途に転用可能な汎用的財産の取得費
- (5) 補助事業者及びその構成員の取引に係る経費であって、取引の実態や価格の合理性等から総合的に判断して、交付対象とすることが妥当でないとみとめられるもの
- (6) 同一の経費について、他の市補助金等、若しくは国、県又はその他の団体の補助金等の交付を受けるもの
- (7) この補助金の目的に照らして、交付対象とすることが妥当でないと認められるもの

(補助率及び補助限度額)

第8条 この補助金は、下表に掲げる額を上限として、予算の範囲内で必要と認められる額を交付する。

区分	補助率	補助限度額
ア プレミアム原資分（補助対象経費のうち、商品券のプレミアム（割増）分、キャッシュレス決済のポイント還元分）	補助対象経費の10/10	20,000千円×実施店舗数
イ 事務費（補助対象経費のうちア以外の経費）		2,000千円×実施店舗数 (「ア」の10%を上限とする)

- 2 補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が指定する日までに、富山市食料品物価高騰対策支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 申請に係る事業実施場所を示す地図
- (4) 補助事業者の定款、約款又は規約等の写し
- (5) 見積書の写し又は積算の根拠となる資料
- (6) その他参考となる資料

(交付の決定)

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、補助金の交付を決定し、富山市食料品物価高騰対策支援補助金交付決定通知書（様式第4号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第11条 規則第7条第1項の規定により申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に富山市食料品物価高騰対策支援補助金交付申請取下書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(状況報告)

第12条 補助事業者は、規則第9条の規定により、補助事業の遂行及び収支の状況について市長の要求があったときは、速やかに富山市食料品物価高騰対策支援補助金状況報告書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(事業計画の変更等の承認)

第13条 補助事業者は、事業計画等の内容を変更しようとするとき、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、富山市食料品物価高騰対策支援補助金変更交付（承認）申請書（様式第7号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次条に定める軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定により承認の申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めたときは、富山市食料品物価高騰対策支援補助金変更交付決定（承認）通知書（様式第8号）により、補助事業者に通知するものとする。

(軽微な変更)

第14条 前条第1項ただし書に規定する軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助事業者を変更すること。
- (2) 事業内容を変更すること。
- (3) 事業費の20%以上の変更をすること。

(実績報告)

第15条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、完了後10日以内、又は令和8年8月21日のいずれか早い時期までに、富山市食料品物価高騰対策支援補助金実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書（様式第10号）

- (2) 事業実施を証する写真
- (3) 支出の内容や根拠を示す資料
- (4) その他参考となる資料

(補助金等の額の確定)

第 16 条 市長は、規則第 13 条の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、富山市食料品物価高騰対策支援補助金額確定通知書（様式第 11 号）により、補助事業者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第 17 条 市長は、規則第 15 条第 1 項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、富山市食料品物価高騰対策支援補助金取消決定通知書（様式第 12 号）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 18 条 市長は、規則第 16 条の規定により補助金の返還を命ずるときは、富山市食料品物価高騰対策支援補助金返還命令書（様式第 13 号）により、補助事業者に通知するものとする。

2 前項の規定により補助金の返還の請求を受けた補助事業者は、当該補助金を市長が定める期限までに返還しなければならない。

(補助金の経理)

第 19 条 補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(その他)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関する必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この要綱は令和 8 年 1 月 13 日から施行する。

(廃止期日)

第 2 条 この要綱は令和 9 年 3 月 31 日をもって廃止する。ただし、第 17 条、第 18 条及び第 19 条の規定については、要綱の廃止後も、なおその効力を有する。

別表1（第4条関係）

補助対象非該当者
(1) 市税の滞納がある者
(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）並びに暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
(3) 公序良俗に反する事業を行っている者
(4) 前3号に掲げる者のほか、補助金の交付をすることが不適当であると市長が認める者

別表2 富山市食料品物価高騰対策支援補助金 補助対象経費（第7条関係）

経費区分	内 容
賃金	・本事業の業務・事務を補助するために臨時に雇用した者（アルバイトなど）の賃金
旅費	・アルバイト等の旅費
使用料及び賃借料	・会場及び機材借上料、什器、備品等のレンタル・リース料 等
設営費	・会場設営の経費 等
広告費	・新聞折込広告料、テレビ・ラジオCM 等
印刷費	・告知のポスター、チラシ、プレミアム商品券 等
通信運搬費	・郵便代、運送代 等 (キャッシュレス決済端末のインターネット接続に係る費用を除く。)
需用費	・事業実施に必要な物品等の購入費 (20万円（税抜）を経費上限額とし、飲食費、販売目的の物品等及び他の用途に転用可能な汎用的財産の取得費を除く。)
委託費	・会場設営費、企画・運営費、警備費 等
商品券のプレミアム（割増）分、キャッシュレス決済のポイント還元分	・商品券のプレミアム（割増）のうち実際に使用された分（補助対象となるプレミアム率は20%） ・キャッシュレス決済のポイント還元分（補助対象となるポイント還元は決済額の20%）
消耗品費	・使用する消耗品（事業終了後も使用可能なものや、事業での使用が特定できないものを除く。）
その他必要と認める経費	・保険 等

※本事業の実施に必要な経費として、補助事業者が支払うものに限る。

様式第1号（第9条関係）

令和 年 月 日

（宛先）富山市長

事業者 住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者

富山市食料品物価高騰対策支援補助金交付申請書

標記の補助金に係る事業を下記のとおり実施したいので、富山市食料品物価高騰対策支援補助金交付要綱第9条の規定により補助金の交付を申請します。

記

1 補助事業の種類

プレミアム付き商品券発行事業	<input type="radio"/>
キャッシュレス決済ポイント還元事業	

※実施する事業に「○」を付けてください。

2 補助事業の内容

事業計画書（様式第2号）のとおり

3 補助金交付申請額 金 円

4 補助事業完了予定期日 令和 年 月 日

5 添付書類

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 申請に係る事業実施場所を示す地図
- (4) 補助事業者の定款、約款又は規約等の写し
- (5) 見積書の写し又は積算の根拠となる資料
- (6) その他参考となる資料

様式第2号（第9条関係）

富山市食料品物価高騰対策支援補助金 事業計画書

事業者名称：	
代表者職・氏名：	
所在地：(〒　　-　　)	
連絡担当者役職名及び氏名：	
電話番号：	設立年月：　　年　　月
事業概要	<p>①事業内容について具体的に記載してください。 (商品券利用可能店舗、販売枚数等を記載してください。) ※プレミアム付き商品券発行事業、キャッシュレス決済ポイント還元事業、それぞれについて記載してください。</p> <p>②実施店舗の場所、売場面積、一月当たりの売上高(概算)について記載してください。 ※複数の店舗を一括して申請する場合、店舗毎に記載してください。</p>
実施体制	実施体制、実施方法（委託、外注を含む。）、市民への周知方法を具体的に記載してください。
スケジュール	事業の開始(見積・発注等)から完了(支払等)までの主なスケジュールを記載してください。

様式第3号（第9条関係）

富山市食料品物価高騰対策支援補助金 収支予算書

(1) 収入の部

区分	金額	内訳
市補助金 (交付申請額)		
自己資金		
その他		
計		

(2) 支出の部（税抜き）

区分	金額	内訳
補助対象経費		
プレミアム原資分		
小計		
事務費		
小計		
合計		
補助対象外経費		
小計		
総合計		

※収入金額と支出金額は一致させてください。

様式第4号（第10条関係）

番
令和 年 月 号
日

様

富山市長

印

富山市食料品物価高騰対策支援補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました富山市食料品物価高騰対策支援補助金については、富山市補助金等交付規則第5条第1項の規定により、次のとおり交付を決定しましたので通知します。

記

補助金額 金 円

様式第5号（第11条関係）

令和 年 月 日

（宛先）富山市長

事業者 住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者

富山市食料品物価高騰対策支援補助金交付申請取下書

令和 年 月 日付け富山市指令 第 号で交付の決定の通知があった標記の補助金について、下記のとおり富山市補助金等交付規則第7条及び富山市食料品物価高騰対策支援補助金交付要綱第11条の規定により、申請を取り下げます。

記

1 補助事業の名称 富山市食料品物価高騰対策支援補助金

2 補助金交付決定額 金 円

3 申請年月日

4 取下の理由

様式第6号（第12条関係）

令和 年 月 日

（宛先）富山市長

事業者 住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者

富山市食料品物価高騰対策支援補助金状況報告書

令和 年 月 日付け富山市指令 第 号で交付の決定の通知のあった富山市食料品物価高騰対策支援補助金に係る補助事業の遂行状況について、富山市食料品物価高騰対策支援補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 支出済額

3 補助事業の遂行状況

様式第7号（第13条関係）

令和 年 月 日

（宛先）富山市長

事業者 住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者

富山市食料品物価高騰対策支援補助金変更交付（承認）申請書

令和 年 月 日付け富山市指令 第 号で交付の決定の通知があった富山市食料品物価高騰対策支援補助金については、次のとおり計画を変更（中止・廃止）したいので、富山市補助金等交付規則第11条第1項の規定により申請します。

記

1 変更（中止・廃止）の理由

2 変更の内容

3 添付書類 変更の内容を説明する書類

様式第8号（第13条関係）

番
令和 年 月 日
号

様

富山市長

印

富山市食料品物価高騰対策支援補助金変更交付決定（承認）通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました富山市食料品物価高騰対策支援補助金の計画の変更等を承認したので、富山市補助金等交付規則第11条第3項の規定により、次のとおり通知します。

記

今回変更事項

様式第9号（第15条関係）

令和　年　月　日

（宛先）富山市長

事業者　住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者

富山市食料品物価高騰対策支援補助金実績報告書

令和　年　月　日付け富山市指令　第　　号で交付の決定の通知のあった富山市食料品物価高騰対策支援補助金に係る補助事業について、富山市食料品物価高騰対策支援補助金　交付要綱第15条の規定により下記のとおりその実績を報告します。

記

1 補助金額　　金　　円

2 実施事業の内容

(1)事業名

(2)実施期間

令和　年　月　日　～　令和　年　月　日

(3)事業の概要

(4)取組の成果

3 添付書類

- (1) 収支決算書（様式第10号）
- (2) 事業実施を証する写真
- (3) 支出の内容や根拠を示す資料
- (4) その他参考となる資料

様式第10号（第15条関係）

富山市食料品物価高騰対策支援補助金 収支決算書

(1) 収入の部

区分	金額	内訳
市補助金		
自己資金		
その他		
計		

(2) 支出の部（税抜き）

区分	金額	内訳
補助対象経費		
プレミアム原資分		
小計		
事務費		
小計		
合計		
補助対象外経費		
小計		
総合計		

※収入金額と支出金額は一致させてください。

様式第 11 号（第 16 条関係）

番号
令和 年 月 日

様

富山市長

印

富山市食料品物価高騰対策支援補助金額確定通知書

令和 年 月 日付け富山市指令第 号で交付決定しました富山市食料品物価高騰対策支援補助金については、富山市補助金等交付規則第 13 条の規定により、次のとおり補助金額を確定しましたので通知します。

記

補助金額 金 円

様式第12号（第17条関係）

番号
令和 年 月 日

様

富山市長

印

富山市食料品物価高騰対策支援補助金取消決定通知書

令和 年 月 日付け富山市指令第 号で交付決定しました富山市食料品物価高騰対策支援補助金については、下記理由により交付決定を取り消したので通知します。

記

1 交付決定番号

2 交付決定額 円

3 交付決定取消額 円

4 取消理由

様式第 13 号（第 18 条関係）

番号
令和 年 月 日

様

富山市長

印

富山市食料品物価高騰対策支援補助金返還命令書

令和 年 月 日付け富山市指令第 号で交付決定しました富山市食料品物価高騰対策支援補助金について、富山市補助金等交付規則第 16 条及び富山市食料品物価高騰対策支援補助金交付要綱第 18 条の規定により、下記のとおり返還を命じます。

記

返還理由		
返 還 命 令 額	交付決定額	円
	変更交付決定額 (取消後交付決定額)	円
	交付確定額	円
	返還命令額	円
返還期限		年 月 日まで
特記事項		